

## 第五期中期目標・中期計画対比表

| 第五期中期目標  | 第五期中期計画（案）   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>第一 中期目標の期間</p> <p>第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>一 東京の産業を支える技術支援</p> <p>（一）中小企業が直面している技術課題の解決に向けた支援</p> <p>ア 技術相談</p> <p>イ 依頼試験</p> <p>ウ 機器利用</p> <p>エ 支所における地域性や専門性に応じた技術支援</p> <p>オ 技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援</p> <p>カ 海外展開支援</p> <p>（二）高い技術力を持つ産業人材の育成に向けた支援</p> <p>ア 中小企業の技術系人材の育成</p> <p>イ 次世代の産業を担う人材の育成</p> <p>（三）都産技研と他の支援機関等との連携による包括的支援への参画</p> <p>二 東京の産業を活性化させる研究開発</p> <p>（一）中小企業の競争力の強化につながる技術的知見の蓄積</p> <p>ア 基盤研究</p> <p>イ 共同研究</p> <p>ウ 知的財産の取得、活用及び適切な管理</p> <p>（二）中小企業・スタートアップ等の連携による新技術・新製品開発の促進</p> <p>三 東京の産業の未来を拓く研究開発</p> <p>（一）社会課題・都政課題の解決に向けた技術的知見の蓄積</p> <p>（二）革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発</p> <p>第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> | <p>目次</p> <p>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 東京の産業を支える技術支援</p> <p>（1）中小企業が直面している技術課題の解決に向けた支援</p> <p>ア 技術相談</p> <p>イ 依頼試験</p> <p>ウ 機器利用</p> <p>エ 支所における地域性や専門性に応じた技術支援</p> <p>オ 技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援</p> <p>カ 海外展開支援</p> <p>（2）高い技術力を持つ産業人材の育成に向けた支援</p> <p>ア 中小企業の技術系人材の育成</p> <p>イ 次世代の産業を担う人材の育成</p> <p>（3）都産技研と他の支援機関等との連携による包括的支援への参画</p> <p>2 東京の産業を活性化させる研究開発</p> <p>（1）中小企業の競争力の強化につながる技術的知見の蓄積</p> <p>ア 基盤研究</p> <p>イ 共同研究</p> <p>ウ 知的財産の取得、活用及び適切な管理</p> <p>（2）中小企業・スタートアップ等の連携による新技術・新製品開発の促進</p> <p>ア 多様な連携によるオープンイノベーション等の促進</p> <p>イ 都産技研の資源を活用した支援</p> <p>3 東京の産業の未来を拓く研究開発</p> <p>（1）社会課題・都政課題の解決に向けた技術的知見の蓄積</p> <p>（2）革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>一 情報発信の推進</b></p> <p>(一) 利用企業の拡大につながる戦略的な広報活動<br/>(二) 研究成果の積極的な情報発信と技術支援への展開</p> <p><b>二 組織体制及び運営</b></p> <p>(一) 機動性・柔軟性を兼ね備えた組織体制・人事制度の確保<br/>(二) 業務のパフォーマンスを高める適正な組織運営<br/>(三) 計画的な職員の確保・育成<br/>(四) 持続可能な働き方の推進</p> <p><b>三 業務運営の改善及び効率化</b></p> <p>(一) 利用者の満足度向上につながる DX 等の業務改革の推進<br/>(二) 環境負荷の低減や環境改善に配慮した事業活動の推進</p> <p><b>第四 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>一 自律的・計画的な財政運営</b></p> <p><b>二 資産の適正な管理運用</b></p> <p>(一) 適切な資金運用及び債権管理<br/>(二) 固定資産の有効な利活用</p> | <p><b>1 情報発信の推進</b></p> <p>(1) 利用企業の拡大につながる戦略的な広報活動<br/>(2) 研究成果の積極的な情報発信と技術支援への展開</p> <p><b>2 組織体制及び運営</b></p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の確保<br/>(2) 業務のパフォーマンスを高める適正な組織運営<br/>(3) 計画的な職員の確保・育成<br/>(4) 持続可能な働き方の推進</p> <p><b>3 業務運営の改善及び効率化</b></p> <p>(1) 利用者の満足度向上につながる DX 等の業務改革の推進<br/>(2) 環境への配慮</p> <p><b>第3 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1 自律的・計画的な財政運営</b></p> <p><b>2 資産の適正な管理運用</b></p> <p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b></p> <p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>2 想定される理由</b></p> <p><b>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p><b>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b></p> <p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <p><b>1 剰余金の使途</b></p> <p><b>2 積立金の使途</b></p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p><b>第五 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>一 施設・設備の適切な管理及び計画的な整備</b></p> <p><b>二 危機管理対策の推進</b><br/> (一) 個人情報保護、情報セキュリティ等<br/> (二) 規制物質管理、防災対策等</p> <p><b>三 ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進及び情報公開</b><br/> (一) 内部統制及びコンプライアンス推進の取組<br/> (二) 積極的な情報公開の推進</p>  | <p><b>第9 その他業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 施設・設備の適切な管理及び計画的な整備</b></p> <p><b>2 危機管理対策の推進</b><br/> (1) 個人情報保護及び情報セキュリティ等<br/> (2) 規制物質管理及び防災対策等</p> <p><b>3 ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進及び情報公開</b><br/> (1) 内部統制及びコンプライアンス推進の取組<br/> (2) 積極的な情報公開の推進</p>   |
| <p><b>政策体系における法人の位置づけ及び役割</b></p> <p>東京都は、平成十八年度に「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する」ことを目的として、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）を設立した。</p> <p>都産技研は、地方独立行政法人化することで得られた機動性や柔軟性を活かした業務運営を進め、中小企業が抱える様々な技術課題に迅速に対応するとともに、支援の基盤となる最新の試験研究機器の整備や職員の確保・育成を行ってきた。</p> <p>第四期中期目標期間においては、主な取組として、前期末の令和二年度に開設したDX推進センターを拠点として、5G・IoT・ロボット技術に関する開発支援を行った。また、令和三年度に食品技術センターと組織統合したことによる相乗効果を発揮して、「食」を巡る様々な技術課題の解決に取り組んだほか、プラスチック代替素材を活用した製品や障害者のQOLの向上につながる製品の開発支援、ヘルスケア産業に対する支援など、新産業創出や社会的課題の解決につながる支援を推進し、特筆すべき成果をあげてきた。</p> | <p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間ににおける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。</p> <p>都産技研は、2006年4月地方公設試験研究機関で初めて地方独立行政法人化し、法人の経営判断に基づく機動性の高い組織運営や柔軟かつ迅速な業務運営を積極的に推進し、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与してきた。</p> <p>第二期中期計画期間の2011年には江東区青海に本部を移転し、中小企業のニーズを踏まえ最新の機器整備、また、支援体制の充実や利用者サービス向上に努め、中小企業の製品化や事業化などの支援を強化した。</p> <p>第三期中期計画期間では、研究開発に力を注ぎ、研究成果の展開により中小企業の製品化・事業化へ貢献した。また、技術支援においては、3Dものづくりセクター、IoT支援サイト、ヘルスケア産業支援室、複合素材開発サイト、デザインスタジオ、ものづくりスタジオ、生活動作計測スタジオ等、広範囲で高度な支援により開発型中小企業の技術力向上の一助として機能した。</p> <p>第四期中期計画期間では、2020年度に開設したDX推進センターを拠点として、5G・IoT・ロボット技術に関する開発支援を行った。また、2021年度に食品技術センターと組織統合し、相乗効果を発揮した支援を行った。さらに、プラスチック代替素材を活用した製品や障害者のQOLの向上につながる製品の開発支援、ヘルスケア産業に対する支援など、新産業創出や社会的課題の解決につながる支援を推進した。</p> |

これまで日本経済は、中小企業の経営の柔軟性と機動力に支えられて成長を続け、また、中小企業総体の層の厚みと多様性が経済変動に対する強靭力を発揮してきた。一方で足下の社会経済情勢に目を向けると、経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少、様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が進行し続けている。そのため、中小企業は国際競争激化や内需縮小、労働力不足、持続的な賃上げへの対応、事業承継などの様々な課題に直面しているが、こうした環境変化を乗り越えて飛躍することが、日本経済の発展につながると言える。また近年では、新しいビジネスモデルによる成長戦略を持つスタートアップが、イノベーション・経済成長の牽引役として期待されている。

東京には、こうした中小企業・スタートアップや、大企業、金融機関、学術研究機関などが集積しており、イノベーション・エコシステムが形成される素地が存在している。こうした社会環境の下で、イノベーションのシーズを新製品・新サービスの社会実装につなげるためには、中小企業・スタートアップの技術力・企画開発力を高めるとともに、多様な企業・機関を結びつけ、オープンイノベーションに発展させることが必要となる。

一方、都政を取り巻く状況では、社会の変化が加速度的に進み、様々な社会課題が次々と立ち現れている。そうした中、東京都は将来のあるべき社会のビジョンを見据えた今後の都政の羅針盤として、令和七年三月に「2050東京戦略」を策定し、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」からなる「3つのシティ」をさらに進化させるための二十八の戦略を定めた。その中では、社会の変革を捉え、中小企業・スタートアップの成長産業への参入・投資を促進することを政策の方向性として掲げた。また、東京都の試験研究機関等における研究開発を一層推進するとともに、研究成果を社会課題の早期解決に活かしていく必要性を示したところである。

それらのビジョンの実現には、行政の取組だけでなく、企業活動の力による解決が期待されている。これを企業の側から見ると、社会課題解決をビジネスチャンスとして捉えることで、イノベーションの新たな地平が拓かれる可能性が広がることになる。

加えて、令和四年十一月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」では、都産技研も含めた関係者が総力をあげて一体的にスタートアップを支援することとしている。

都産技研は、こうした状況を踏まえ、ピンチをチャンスと捉えて、社会課題の解決に寄与する取組を目指す中小企業やスタートアップの新事業展開を後押しし、不確実性が高い時代において社会と企業の双方が持続可能なイノベーションを促進することが重要なミッションとなる。

そのためには、都内経済の基盤となる中小企業の技術力の強化と将来にわたる技術継承が不可欠であり、その高度な技術力を生産性の向上や製品の高付加価値化、成長産業分野への参入へと発展させていくことが必要となる。

同時に、都産技研自身が、生成AIなど進化するDX分野、ウェルビーイングを高める生

近年の東京都の経済及び社会情勢に目を向けると、物価高騰に加えて、労働力人口の減少や、気候変動に起因した生活の変容・災害の頻発化などの様々な社会課題が次々と立ち現れている。これらを踏まえ、東京都は令和七年三月に「2050東京戦略」を策定した。

第五期中期計画期間では、「2050東京戦略」推進への貢献を目指し、第四期中期計画期間までに得られた事業成果を有効に活用して、今必要とされる技術支援をより多くの中小企業に提供するとともに、都産技研が新たに獲得する研究成果や産業振興につながる先進的知見を融合させつつ、様々な新技術分野への対応力を養成する。その成果を中小企業のイノベーション創出支援に繋げるとともに、社会課題解決に寄与する研究開発や支援を強化し、新技術・新製品の社会実装を促進する。

このような取組を実現するために、

「より数多くの中小企業への技術支援の提供」

「既存事業の産業競争力強化に資する研究開発の推進」

「新市場の開拓を後押しするための新技術の探索」

「機動的な組織運営と事業を支える研究開発人材の育成」

という四つの経営方針を掲げ、スタートアップを含めた中小企業にとって、技術に困ったときに「頼りになる都産技研」であり続けることを目指す。

上記の経営方針を実現するためには、より多くの中小企業にご利用いただくために都産技研のプレゼンスを向上させることが望まれる。さらに、有用な新技術を獲得・蓄積するとともに、出口をより強く意識した異分野間の技術融合で、多面的な技術支援を行うことなども重要になる。そこで、以下の基本方針で事業を展開する。

### 1 社会課題や産業の未来を見据えた探索型イノベーションの推進

社会課題や産業の将来展望を見据え、貢献すべき応用分野を設定し、バックキャストの視点を取り入れることで戦略的な技術シーズの蓄積を進める。また、異なる技術分野の融合を促す研究開発を推進することで、より高度で多面的な技術支援に繋げ、都政課題の解決に貢献する。

### 2 中小企業・スタートアップの事業化支援の拡大

従来にはない視点から課題を捉え、新たな価値を創造することが可能な開発型中小企業・スタートアップとの連携や技術支援を強化し、事業化を後押しする。この取組を通じて、都産技研自らの技術力強化も図っていく。同時に、これらの企業のニーズを丁寧に吸い上げ、様々な支援機関との連携による出口志向の支援を推進する。

### 3 オープンイノベーションの推進

異業種やサービス産業を含む企業間連携を促進するために、技術マッチングイベントを実施することで、技術支援を梃子とした新事業展開の橋渡しを推進する。また展示会やマッチングイベントを通じて、技術シーズの積極的な普及により技術交流を活性化するとともに、

|  |  |
|--|--|
| <p>理心理学分野及び食料安定供給に資するフードテックなど、社会の変革や産業力の強化につながる先端技術領域の知見を獲得するための研究開発を推進し、新技術・新製品の社会実装の促進を目指すことでイノベーションの輪を広げていくことが重要である。</p> <p>こうした役割を果たすために、第五期中期目標期間においては、特に以下の視点に基づいて、戦略的な事業展開と組織運営を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 産業の将来展望を見据えつつ、バックキャストの視点を取り入れた技術シーズの戦略的な蓄積と都政との連携強化とによる、社会課題解決型イノベーションの促進</li> <li>二 開発型企業の技術力を強化するとともに、様々な支援機関とも連携することによる、中小企業・スタートアップの事業化に資するアウトカム重視の支援の拡大</li> <li>三 新事業展開を目指す、サービス産業分野を含む業種を越えた企業間の橋渡しをすることによる、オープンイノベーションの推進</li> <li>四 各支所を拠点とした、企業集積地域の産業特性に応じた企業密着型の技術支援や、特色ある専門技術分野に関する高度な支援の推進</li> <li>五 変化の激しい市場ニーズにアジャイルに対応した、各研究部門の連携による組織の総合力を発揮させた事業の推進と、その業務体制を担う人材の確保・育成</li> <li>六 伝わる広報の視点で研究開発成果や支援事例を潜在的利用者にも届け、都産技研のプレゼンスを高めることを通じた、支援サービス活用の促進</li> </ul> <p>都産技研が以上を踏まえて事業を確実に実施し、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）としての存在意義を高めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、都産技研に対し指示する。</p> <p>都産技研は、中期目標の達成に向けた具体的な取組を示す中期計画及び年度計画を作成するとともに、業務実績を検証しながら不断の自己改善に取り組み、持てる機能を最大限発揮するよう努めていかなければならない。</p> | <p>新規共同研究の推進に繋げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4 地域特性に応じた企業密着型支援<br/>各支所を拠点として自治体との連携強化を図り、各地域の産業動向や中小企業のニーズを的確に把握し、機動性を活かして地域の産業特性を踏まえた効果的な支援を実施する。また、本部や他の支所との有機的な連携を図りながら、複数の技術分野にまたがる課題を抱えている中小企業のニーズに寄り添った高度な技術支援を実施する。</li> <li>5 組織総合力の発揮と人材育成<br/>市場変化に迅速に対応するため、地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性を活かし、適宜、組織体制や人事制度の検証を行い、必要な対策を講じる。特に、先端的な研究開発から社会実装のための応用研究に至る幅広い技術支援を推進するために、研究者の確保・育成だけでなく研究開発を担うマネジャーの能力開発を強化する。全所の研究開発マネジメントに当たっては、開発型中小企業のニーズと、都産技研が保有すべき技術分野やその技術成熟度（TRL）等を整合させた有効な支援が継続的にできるように、研究企画機能を充実させる。さらに、複数分野の技術を横断的に活用するための部門間の連携促進など、都産技研の総合力を活かした組織的な取組を進める。</li> <li>6 戦略的な情報発信によるプレゼンス向上<br/>潜在的利用者にも届く分かりやすく魅力的な情報を発信するため、都産技研の技術的知見と、外部専門機関のノウハウも組み合わせた広報活動を戦略的に展開する。また、都産技研の研究成果を学会・プレス等で積極的に発表することにより、産業界での認知度や学术界におけるプレゼンスを高め、これにより都産技研の有する豊富な支援サービスの活用促進を図るとともに、優秀な人材の獲得にも繋げていく。</li> </ul> <p>これらの取組を通して都産技研の「存在感」を高め、「いつの時代にも頼りになる都産技研へ」の理念のもと、中小企業への技術支援を充実・進化させる。そして、事業者による事業化・製品化を通じて、東京都の産業の発展を後押ししていく。さらに、都産技研が保有してきた基盤的技術の蓄積を効果的に提供し、高度な技術を持つ中小企業が成長産業へ展開することを支援していく。</p> |
| <p><b>第一 中期目標の期間</b><br/>令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間とする。</p> <p><b>第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p>  | <p><b>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>  |
| <p>一 東京の産業を支える技術支援</p> <p>(一) 中小企業が直面している技術課題の解決に向けた支援</p>   | <p>1 東京の産業を支える技術支援</p> <p>(1) 中小企業が直面している技術課題の解決に向けた支援</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>中小企業及びスタートアップ（以下「中小企業」と総称する。）が、国内市場の成熟に伴う消費者ニーズの変化や、経済のグローバル化、少子高齢化といった外部環境の変化に対応しつつ発展をし続けるためには、自社の特色ある固有技術や企画・開発力などの強みを活かし、新技術や新製品開発に取り組むことが重要である。</p> <p>都産技研は、このような状況下にある中小企業が直面している、製品の企画開発から試作、評価試験、事業化に至るまでの各段階における技術課題の解決に向けた支援を行うことで、付加価値の高いものづくりを促進する。</p>   | <p>中小企業が、環境の変化に柔軟に対応し、持続的な発展を遂げられるように支援するため、新技術や新製品の開発に意欲的に取り組む企業のニーズを的確に捉える。その上で、製品開発の各フェーズにおいて、都産技研が保有する幅広い技術分野の技術力を活用し、技術相談、依頼試験、機器利用、受託技術支援などを通じて迅速に社会へ還元し、中小企業の付加価値の高いものづくりの促進に貢献する。</p>  |
| <p>ア 技術相談</p> <p>中小企業の複雑かつ多様な技術相談の内容を的確に把握し、様々な支援メニューの中から最適なサービスにつなげられるよう、デジタル技術も積極的に活用しながら、相談業務を効果的かつ効率的に実施できる体制の充実を図る。</p> <p>ものづくりの基盤的技術分野をはじめ、ゼロエミッションやウェルビーイングなど、社会的課題の解決や都民生活向上に資するサービス産業分野に関する相談にも積極的に対応する。</p> <p>相談内容や支援内容に関する情報をデータベース化し、それらを分析することによって、技術相談のみならず都産技研の業務全体の質の向上を図るために活用する。</p> <p>また、技術支援の質を高めるとともに、情報発信の取組等を通じて、利用企業の裾野を拡大するよう努める。</p> <p>目標期間中の数値目標として、技術相談を新規に利用した事業所数及び直近五年間に相談実績がなく、再度利用した事業所数を合わせて目標期間中累計一万二千五百事業所とする。</p> | <p>ア 技術相談</p> <p>都産技研が保有する多様な技術や知見を活用し、ものづくり分野のみならず、ゼロエミッションやウェルビーイング等の社会的課題の解決や都民生活向上に資するサービス産業分野等に関する相談にも幅広く対応する。</p> <p>さらに、相談内容や支援内容等の蓄積・分析を通じて、都産技研の業務全体の質の向上を目指す。相談業務の効果的・効率的な実施にあたっては、チャットボット等のデジタル技術の活用に加え、様々な手法も含めて対応し、最適なサービス提供体制の充実を図る。</p> <p>技術支援の質の向上、支援機関との連携、情報発信など多様な取り組みを行い利用企業の裾野拡大に努め、技術相談を新規に利用した事業所数及び直近5年間に相談実績がなく、再度利用した事業所数を合わせた事業所数については、第五期中期計画期間中に12,500事業所を目標とする。</p> |
| <p>イ 依頼試験</p> <p>中小企業の技術的課題の解決及び付加価値の高いものづくりを支援できるよう、日本産業規格（JIS）等に基づく適正な評価試験と、その結果に基づいた技術的アドバイスを行う。</p> <p>技術動向の変化に対応した試験項目の見直しを適宜行うとともに、都産技研が保有する特徴的な技術分野に関する試験を充実させ、質の高いサービスの提供に努める。</p> <p>中小企業の品質証明に関する支援ニーズに対応できるよう、機器の保守・更新、校正管理を適切に行う体制を整備するなど、公設試としての信頼の維持向上に努める。</p>  | <p>イ 依頼試験</p> <p>中小企業の付加価値の高いものづくりを支援するために、製品などの品質・性能証明や事故原因究明、中小企業の高品質、高性能、安全性の向上等に関する試験・評価を実施する。</p> <p>技術動向の変化に対応した試験項目の見直しを適宜行うとともに、都産技研が保有する技術をベースとした特徴的な試験の機器・設備の整備により充実を図る。試験品質の維持向上を図り、一層高品質なサービスの提供に努める。</p> <p>中小企業の品質証明や製品開発に必要な多様な試験ニーズに対応するため、機器の保守・更新、校正管理を適切に行う。</p>  |
| <p>ウ 機器利用</p> <p>製品や試作品の品質評価に関する中小企業のニーズを踏まえつつ、単独の中小企業では導入が困難な、高度・先進的な機器を計画的に整備して利用に供するとともに、機器の操作方法の指導や評価結果に基づく技術的アドバイスを行う。</p>  | <p>ウ 機器利用</p> <p>製品の品質評価などで必要となる、中小企業では導入が困難な機器を計画的に整備し、直接利用のサービスを提供する。</p> <p>機器の操作に高度な知識や技術を要する場合には、利用方法習得のための講習会を開</p>  |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>催し、利用者にライセンスを付与することで、高度・先進的な機器の利用促進を図る。</p>   |
| <p>エ 支所における地域性や専門性に応じた技術支援</p> <p>都内各地域における産業特性と産業振興の方向性を見据えて、区市町村との連携を強化し、地域の実状を捉えた効果的な支援を展開する。</p> <p>各支所においては、それぞれの特性と強みを活かし、所在地域の産業力の強化に寄与する企業密着型の支援又は特徴的な技術分野を発展させた高度・専門的な技術支援を行う。また、こうした各支所の多様な特色を有効に活用し、本部の研究部門と支所、あるいは支所と支所とが連携することで、複数の技術分野にまたがる課題を抱えている中小企業に対しても効果的な支援を提供する。</p> <p>多摩テクノプラザでは、電子機器や精密機械の製造に関わる中小企業が集積している多摩地域の特性に対応した、EMCサイトにおける電氣的評価試験や、繊維技術の蓄積を発展させた複合素材開発支援を中心に、本部に準じた総合的支援を行う。</p> <p>城東支所は、生活関連用品の製造に関わる中小企業が集積している城東地域の特性に対応して、デザインから試作、評価までの一貫したものづくり支援を行う。</p> <p>城南支所は、機械金属加工に関わる中小企業が集積している城南地域の特性に対応して、先端的な精密計測や試作加工に関するものづくり支援を行う。</p> <p>墨田支所は、人間工学・感性工学に関する技術の蓄積を発展させ、健康・介護・福祉分野などにおける、ウェルビーイングの向上に資する製品開発に対する専門的支援を行う。</p> <p>食品技術センターは、食品加工や微生物利用に関する技術の蓄積を発展させ、フードテックによる製品開発から地域特産品の開発まで、食にまつわる様々な技術課題に対する専門的支援を行う。</p> | <p>エ 支所における地域性や専門性に応じた技術支援</p> <p>都内の自治体との連携強化を図り各地域の産業動向や中小企業のニーズを的確に把握し、地域の産業特性を踏まえた効果的な支援を実施する。多摩テクノプラザや城東支所、城南支所においては、設置地域の特徴的な産業特性の支援に効果的な知見を持つ技術グループや試験設備を配置し、地域企業の製品化・事業化を支援する。また、墨田支所の機能を見直すとともに、本部の研究部門を改組し生活工学センターを設置する。生活工学センターと食品技術センターは、人間工学・感性工学や食品加工技術といった特徴的な技術分野を発展させた知見を活用し、本部等の研究部門の技術を組み合わせることで、それぞれの専門性を最大限に活かした新製品開発を支援する。また、複数の技術分野にまたがる課題を抱えている中小企業に対しては、本部や他の支所との有機的な連携を図りながらニーズに寄り添った技術支援を実施する。</p> <p>多摩テクノプラザでは、輸送用機械・情報通信機械等の加工組立型産業のニーズに対応したEMCサイト等での回路設計や電気安全性評価による製品開発等を支援する。また、織物業等の繊維産業に対する繊維製品のクレーム解析、品質評価に加え、技術の蓄積を活かした導電性繊維製品等複合材料を用いた製品開発等を支援する。</p> <p>城東支所では、デジタル技術を活用した製品デザインから加工技術の提供による試作支援、試作品の性能評価までの一貫した支援による地域企業の製品開発支援に加え、機械加工に関するデジタルデータの取得・活用によって中小企業の生産性向上を支援する。</p> <p>城南支所では、先端的な計測・分析技術や加工技術により、地域に集積する機械金属加工に関わる企業の高品質高付加価値製品の開発を支援する。</p> <p>生活工学センターでは、人間工学や生理計測などの技術支援に加え、心理的状態解析の機能を拡充し、快適性の向上などウェルビーイングに資する生活関連製品の開発を支援する。</p> <p>食品技術センターでは、食品産業に関わる依頼試験、機器利用、研究開発等を実施するとともに、食品加工や微生物利用に関する技術を発展させたフードテックによる新技術・新製品開発を推進する。</p> |
| <p>オ 技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援</p> <p>新技術・新製品開発を目指す中小企業の個別性の強い支援ニーズに対して、あらかじめ定められている支援メニューを組み合わせることに留まらず、デザイン、設計、加工、試作、測定及び性能評価に関する支援業務を包括的に受託することで、ハンズオン支援等の柔軟できめ細やかな支援を行う。また、性能評価においては、日本産業規格（JIS）等に定めのない試験の依頼に対しても、最新の技術動向等を踏まえながら柔軟な対応を図る。</p>   | <p>オ 技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援</p> <p>製品の設計、開発、品質評価など、製品開発段階に応じて必要となる技術課題に対して日本産業規格（JIS）などに定めのない分析・評価や試作、設計・加工などを適宜組み合わせることで包括的、且つ柔軟に対応する受託技術支援を実施する。都産技研の保有する技術を有効に活用した的確な指導・助言及び技術サポートの強化により、利用者のニーズに柔軟に対応する。</p> <p>また、高度化した海外展開支援ニーズについて、相談対応に加えて海外向け製品の開</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>製品輸出等を目指した製品開発に関する受託技術支援においては、海外の法規制や国際規格に関する知識が豊富な外部専門家も含めた支援体制を構築する。</p> <p>目標期間中の数値目標として、受託技術支援の実施件数を目標期間中累計四千三百件とする。</p>   | <p>発などのために必要となる試験・評価等の支援を一括して行うことで、利用者の利便性を向上する。</p> <p>受託技術支援の実施件数については、第五期中期計画期間中に4,300件を目標とする。</p>   |
| <p>カ 海外展開支援</p> <p>製品輸出や海外進出等の海外展開を目指す中小企業に対して、海外の法規制や国際規格を踏まえた技術相談を実施する。また、技術セミナー等によって、海外展開に際して重要となる技術的課題や法規制等に関する最新動向等の情報提供を行う。</p> <p>A S E A N地域等に進出している日系企業に対して、バンコク支所を拠点として技術相談や情報提供を行う。その際に、本部との連携や公益財団法人東京都中小企業振興公社タイ事務所との連携を図ることによって、ニーズに即した効果的な支援を提供する。</p> | <p>カ 海外展開支援</p> <p>海外展開を目指す中小企業に対して、海外の法規制や規格に関する情報提供を行うとともに、製品輸出にかかる法規制などに関するセミナーを開催する。従来から行ってきた製品輸出に関する技術相談を継続するとともに、製品の開発支援やリスクアセスメント支援等へと発展させることで、中小企業の支援ニーズの変化に柔軟に対応した包括的支援を提供する。</p> <p>A S E A N地域等に進出している日系企業に対して、バンコク支所を拠点として技術相談や情報提供を行う。その際に、本部との連携や公益財団法人東京都中小企業振興公社タイ事務所等との連携を図ることによって、ニーズに即した効果的な支援を提供する。</p> <p>ウェブサイトに掲載している海外の法規制や規格に関する解説テキスト（デジタル版）の閲覧数については、第五期中期計画期間中に60,000件を目標とする。</p> |
| <p><b>(二) 高い技術力を持つ産業人材の育成に向けた支援</b></p> <p>経済のグローバル化やデジタル化が進展し、技術の高度化が求められる一方で、人口減少に伴い技術者不足が進行している。こうした状況の下、中小企業は社内人材を「人的資本」と捉え、その能力の開発・強化を図ることが重要な経営戦略となっている。そのため、都産技研では、研究開発によって蓄積した高度な技術と技術支援業務によって培ったノウハウを活用し、産業人材の育成に貢献する取組を実施する。</p>                            | <p><b>(2) 高い技術力を持つ産業人材の育成に向けた支援</b></p>   |
| <p>ア 中小企業の技術系人材の育成</p> <p>中小企業において開発、製造、品質管理などを担う技術系人材の能力開発のために、技術セミナーや実習を取り入れた講習会等によって、都産技研の研究開発成果の技術移転や最新の技術動向の普及を行う。</p> <p>中小企業や業界団体等における、専門分野の技術者の育成や技術の承継などの個別性の強い課題に対しては、希望に寄り添った、きめ細やかな支援を行う。</p> <p>セミナー等の実施に当たっては、配信も活用しながら、目的に沿った最適な手法を選択する。</p>           | <p>ア 中小企業の技術系人材の育成</p> <p>開発、製造、品質管理などを担う技術系人材の能力開発や向上のため、技術セミナーや実習を取り入れた講習会を開催する。製品の品質管理や信頼性などの基盤的技術に加えて、最新の技術動向にも言及し、継続的に内容の充実を図る。</p> <p>中小企業における個別性の強い技術課題に対しては、上述のセミナーや講習会の教材に、個別課題に関連する内容を充実させる等、ニーズに対応した教程を提案する。また、技術承継を受けるための基礎となる体系的知識や基本的技能の習得を支援する。</p> <p>オンデマンド配信の強化などにより、技術セミナーの受講機会を増やすことなどで利便性の向上を図るとともに、要望に沿ったきめ細やかな支援を行う。</p> <p>技術セミナー・講習会の受講者満足度については、第五期中期計画期間の平均で90%以上を目標とする。</p>       |

|  |  |
|--|--|
| <p>イ 次世代の産業を担う人材の育成</p> <p>ものづくりやサービスの高度化に対応して、次世代の産業を担うことができる人材を育成するため、大学等の教育機関や業界団体等と連携して、研修学生の受け入れ及び研究員の講師派遣を積極的に行う。</p>  | <p>イ 次世代の産業を担う人材の育成</p> <p>大学、高専等からの研修学生等の受け入れや、大学、学術団体、産業界、行政機関等へ委員・講師等を派遣することにより、産業に関する研究開発を通して中小企業などにおけるものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成する。</p>  |
| <p><b>(三) 都産技研と他の支援機関等との連携による包括的支援への参画</b></p> <p>都内中小企業に対する技術・経営・金融の包括的支援を提供するための多様な機関による連携ネットワークに参画し、公的な技術支援機関として他に代えがたい役割を發揮する。そのため、区市町村、経営支援機関及び起業支援機関、商工会議所・商工会等の商工団体並びに信用金庫・政策金融公庫等の金融機関と協力し、様々な連携事業に取り組む。</p> <p>また、都産技研が有する豊富な技術的知見を活かして、東京都をはじめとする自治体や支援機関等が実施する中小企業への助成・表彰等に係る技術審査に積極的に協力することで、中小企業の優れた技術や製品の普及に貢献する。</p> <p>他の公設試や大学・国立研究開発法人等の学術研究機関と連携することにより、幅広い技術情報を収集するとともに、各機関がそれぞれ保有していない技術分野を相互に補完し合い、技術支援の幅を広げるための協力体制を整える。</p> <p>東京都によるスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携を強化し、ものづくりスタートアップの製品化・事業化や、企画開発型スタートアップと中小企業との連携・協業の促進を図る。</p> <p>都産技研が様々な団体・機関との連携によって得た協力関係や情報を利用企業に展開することで、中小企業がそうした団体・機関と結びつくことを後押しし、技術の事業化に貢献する。</p> | <p><b>(3) 都産技研と他の支援機関等との連携による包括的支援への参画</b></p> <p>経営支援を行う行政機関、金融機関、支援機関の利用者や顧客から寄せられる技術相談に積極的に対応する。</p> <p>経営支援機関との技術セミナーの共催や経営支援機関主催イベントでの技術相談や都産技研事業紹介など、様々な連携事業を実施し、それらの連携事業から都産技研の技術支援事業への展開を図り、都内中小企業の技術課題を解決することにより、新製品及び新技術開発を促進する。</p> <p>また、東京都をはじめとする自治体、中小企業支援機関などが実施する中小企業などへの助成や表彰などのための技術審査に積極的に協力する。</p> <p>都産技研が保有していない技術分野に関する相談などに対し、首都圏公設試験研究機関連携体に参加している近隣の公設試験研究機関や大学などと連携を図り、中小企業への技術支援の充実を図る。</p> <p>東京都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携により、都産技研の事業紹介を積極的に実施することを通じスタートアップのニーズを捉えて都産技研の支援事業に繋げる。スタートアップが保有する技術の製品化・事業化に貢献する。</p> <p>都産技研利用者の製品化や事業化の段階における経営面の課題に対しては、経営支援機関が実施する事業の紹介を行うなど、経営支援機関と連携する。</p> <p>支援機関との技術セミナーの共催や支援機関主催イベントへの出展数については、第五期中期計画期間中に60件を目標とする。</p> |
| <p><b>二 東京の産業を活性化させる研究開発</b></p> <p>中小企業が、製品開発や生産工程改善などに取り組もうとする際に突き当たる技術的障壁を乗り越えることができるよう、一歩先を見据えた課題の克服につながる技術的知見を得るために、都産技研及び中小企業による研究開発を推進する。</p>   | <p><b>2 東京の産業を活性化させる研究開発</b></p> <p>中小企業の製品開発や生産工程改善などにおける課題を解決する技術の創出や中小企業の製品化・事業化のため、基盤研究及び共同研究を着実に実施する。</p> <p>研究事業の実施においては、技術の製品化・事業化に向けた到達度の客観的指標である技術成熟度（TRL）を向上させることを重点的に取り組む事項とするとともに、質の高い研究の実施を目指して、提案公募型研究への応募を推進する。</p>   |
| <p><b>(一) 中小企業の競争力の強化につながる技術的知見の蓄積</b></p> <p>ア 基盤研究</p> <p>都産技研が保有している技術シーズを中小企業の課題解決に発展させることを目指す研究や、新たな評価試験方法の確立など技術支援の高度化を目的とした研究に取り組む。</p>   | <p><b>(1) 中小企業の競争力の強化につながる技術的知見の蓄積</b></p> <p>ア 基盤研究</p> <p>中小企業等が抱える技術的な課題を解決するために必要な技術を創出する研究や、保有する技術シーズをベースに中小企業等の製品化・事業化への活用や支援事業への展開を目指して技術検証を行う研究など、技術成熟度を向上させることを目的とした研究を</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>研究の幅を広げ、質を高めるため、大学や研究機関等と連携し、双方の技術シーズや人材・設備を活用した研究を実施する。また、科学研究費助成事業等の提案公募型研究に対して積極的に応募し、採択を目指す。</p>  | <p>基盤研究として取り組む。</p> <p>都産技研内の技術分野の融合や都産技研外からの助言により、研究の幅を広げ、質を高める。製品化・事業化を見据え、出口を考慮した研究を遂行し、効果的な研究成果の創出を推進する。</p> <p>さらに、ピアレビューによって新規性や必要性、重要性を評価された質の高い研究を実施するために、科学研究費助成事業等の提案公募型研究に対して積極的に応募し、採択を目指す。</p> <p>基盤研究の成果をもとに、共同研究及び受託研究に発展した件数、提案公募型研究に採択された件数を合わせて、第五期中期計画期間中に140件を目標とする。</p>  |
| <p>イ 共同研究</p> <p>基盤研究で得られた研究成果を効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術と開発意欲を有する中小企業や業界団体等との共同研究及び受託研究を積極的に行う。さらに、共同研究のフォローアップを強化し、中小企業の製品化・事業化を促進する。</p> <p>先端技術を活用した高度な製品・サービスの開発に取り組む中小企業を支援するため、中小企業と公設試等との共同研究を対象とした提案公募型研究に対して積極的に応募し、採択を目指す。</p> <p>目標期間中の数値目標として、共同研究及び受託研究を通じて製品化・事業化につなげた件数を目標期間中累計八十五件とする。</p>                          | <p>イ 共同研究</p> <p>基盤研究で得られた研究成果や保有する技術シーズを効果的かつ効率的に製品化・事業化へつなげていくため、独自の技術と開発意欲を有する中小企業や業界団体等と協力し、共同研究や受託研究に積極的に取り組む。また、共同研究・受託研究終了後の製品化・事業化などの状況を把握し、支援事業等でのサポートも活用して、中小企業等の製品化・事業化を推進する。</p> <p>さらに、より高度な技術開発への挑戦により、高付加価値製品の製造や高度なサービス開発を目指す中小企業を支援するため、中小企業等が公設試等と連携して行う共同研究を対象とした提案公募型研究に対して積極的に応募し、採択を目指す。</p> <p>共同研究及び受託研究の実施により製品化又は事業化に至った件数については、第五期中期目標期間中に85件を目標とする。</p> |
| <p>ウ 知的財産の取得、活用及び適切な管理</p> <p>中小企業が経済のグローバル化の進展や技術開発の熾烈な競争に対応していくためには、知的財産を活用した事業戦略の構築が重要である。都産技研は、研究開発成果の中から、将来中小企業への実施許諾や共同研究等につながるが見込まれる優れた技術的知見を抽出、評価した上で、積極的に特許等の出願を行い、権利化を図る。また、保有する知的財産権に関する情報を積極的に発信することで、新技術・新製品開発への利活用を促進する。</p> <p>なお、知的財産の創造につながる研究開発の促進、知的財産の取得、利活用の促進及び保有知的財産権の見直しを含む知的財産管理については、組織的・戦略的に実施する。</p> | <p>ウ 知的財産の取得、活用及び適切な管理</p> <p>都産技研が研究成果として獲得した新技術や技術的知見について、中小企業との共同研究や中小企業などへの実施許諾等につながる優れた新技術等を職務発明審査会で審査することにより精査し、戦略的に知的財産権の出願を行い、権利化を図る。</p> <p>また保有する知的財産を積極的に情報発信し、中小企業等による新製品・新事業開発への利活用に向け、実施許諾の推進を図る。</p> <p>なお、保有する知的財産権の管理においては、今後の実施許諾の可能性等を考慮することで、戦略的な利活用の促進や権利の維持、放棄を行っていく。</p> <p>都産技研の知的財産権を中小企業などへ実施許諾する件数については、第五期中期計画期間中に55件を目標とする。</p>                        |
| <p><b>(二) 中小企業・スタートアップ等の連携による新技術・新製品開発の促進</b></p> <p>単独企業では困難な技術課題の解決や新技術・新製品開発に取り組むために、他の企業や大学等との連携によるオープンイノベーションに意欲を示す中小企業に対して、マッチングの場を提供する。</p>   | <p><b>(2) 中小企業・スタートアップ等の連携による新技術・新製品開発の促進</b></p> <p>ア 多様な連携によるオープンイノベーション等の促進</p> <p>自社の保有技術をいかしつつ他企業の技術を取り入れた新規事業開発により企業成長を目指す都内中小企業に向け、オープンイノベーションの促進を目的とする技術マッチ</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>共通の技術課題に関心を持っている、異なる分野の製造業の企業や情報通信サービス業などサービス産業分野の企業などからなる、業種を越えた企業グループの設立と運営を支援し、都産技研の技術的知見も提供することで、情報交流、新技術の習得から協業、共同開発に至る活発な活動を促進する。また、そうした企業グループ相互の交流も促進することにより、オープンイノベーションの輪を広げる取組を行う。</p> <p>中小企業のオープンイノベーションの活動がビジネスとして発展するよう、都産技研と他の支援機関や金融機関等との連携のネットワークを活用したマッチングの支援を行う。</p> <p>付加価値の高い自社製品の開発や起業・第二創業を目指す中小企業及びスタートアップに対して、研究・実験スペースである「製品開発支援ラボ」を貸し出し、都産技研の持つ技術や試験設備等の活用を通じて、製品開発を支援する。また、開発製品のPRや企業間連携の機会を提供することによって、事業化を後押しする。</p>   | <p>ングイベントを実施する。これにより単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。公益財団法人東京都中小企業振興公社と連携し、出展者を取引先紹介や販路開拓等の公社の事業利用につなげ、公社との連携のネットワークを活用した中小企業支援を行う。</p> <p>また、業種を越えた企業グループの設立を継続して行い、都産技研の支援事業を活用した協業、共同開発に向けた活動を促進する。共同開発に至った場合は、連携する経営支援機関や金融機関が実施する助成事業や融資事業を紹介するなど、製品化・事業化の達成に向けた支援を実施する。</p> <p>イ 都産技研の資源を活用した支援</p> <p>新製品・新技術開発や、起業・第二創業を目指す中小企業に対して、都産技研の資源が活用できる本部と多摩テクノプラザの製品開発支援ラボの利用を促進する。製品開発支援ラボは、中小企業のニーズに合わせ運営し、機器利用、依頼試験、受託技術支援、共同研究などの支援メニューも併せて提供し、製品化・事業化を後押しする。</p> |
| <p><b>三 東京の産業の未来を拓く研究開発</b></p> <p>東京都は、「2050東京戦略」において、2050年代に目指す「成長」と「成熟」が両立した東京を実現するために2035年に向けて取り組む政策を、二十八の戦略として取りまとめた。また、気候危機の深刻化や人口減少、生成AI等テクノロジーの爆発的進化などの情勢変化を踏まえ、複雑化する社会課題の解決には民間企業を含む多様な社会の担い手との協業が不可欠だという視点を掲げている。</p> <p>都産技研においても、こうした都政の方針と軌を一にして、社会の構造変化と技術動向に関する長期的展望を持ち、中小企業が担い手となるイノベーションの喚起と促進を行うための研究開発に取り組む。</p> <p>特に、「2050東京戦略」において、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」からなる「3つのシティ」を達成するための戦略として掲げられた、「子供」「女性活躍」「長寿」「共生社会」「デジタル」「ゼロエミッション」「都市の強靱化」などの分野における都政課題解決への貢献が見込まれる研究開発を重点的に推進する。</p> | <p><b>3 東京の産業の未来を拓く研究開発</b></p> <p>東京都の政策方針と連動しつつ、社会構造の変化及び技術革新の動向を踏まえた長期的な視点を持ち、都内中小企業がキープレイヤーとして躍進できるよう支援を展開する。</p> <p>「2050東京戦略」において、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」からなる「3つのシティ」を達成するための戦略として掲げられた、「子供」「女性活躍」「長寿」「共生社会」「デジタル」「ゼロエミッション」「都市の強靱化」などの分野における都政課題への貢献が見込まれる研究開発を重点的に推進し、中小企業によるイノベーションの創出を促進する。特に、これまでの知見を活かしてロボット技術や台頭著しいAI技術を利用する技術開発を進め、中小企業への普及を図る。</p>   |
| <p><b>(一) 社会課題・都政課題の解決に向けた技術的知見の蓄積</b></p> <p>社会課題の解決に資する産業分野を、今後市場の拡大が見込まれる分野と捉え、社会と産業の将来を見据えた新たな技術シーズを生み出すための研究を推進する。</p> <p>特に、これまで培ってきた5G・IoT・ロボット技術や人間工学・感性工学、食品等の分野における高度な技術を更に発展させるとともに、生成AIなど進化するDX分野、都民のウェルビーイングを高める生理心理学分野及び食料安定供給に資するフードテックなど、先端技術領域の知見を獲得する。</p> <p>社会や産業構造の変化などを背景に立ち現れた、複数の技術分野にまたがる技術課題に</p>   | <p><b>(1) 社会課題・都政課題の解決に向けた技術的知見の蓄積</b></p> <p>内部資金による基盤研究や、大学・連携協定機関との共同研究・外部資金導入研究により、新たな知見の獲得と技術シーズを蓄積する。</p> <p>第五期中期目標達成に向けて重点的に取り組む研究テーマの設定のために、多様化する社会課題・都政課題の解決に必要な技術課題や技術シーズ、社会実装の方策等に関する調査を行う。社会と産業の将来を見据えた新たな技術分野（生成AIなど進化するDX分野、都民のウェルビーイングを高める生理心理学分野、食料安定供給に資するフードテック、環境負荷低減に資する技術等）については、調査結果の有効性や妥当性</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>対しては、組織を横断した研究体制を構築し、都産技研の総合力により課題解決に取り組む。</p> <p>これらの研究を推進するに当たっては、内部資金による基盤研究に加え、大学・連携協定機関との共同研究や外部資金導入研究も組み入れることで、積極的に技術シーズを蓄積する。</p> <p>中小企業に対して、都産技研が研究により蓄積した先進的な技術について、社会や産業の動向を踏まえた活用の可能性を示し、普及セミナー等により情報発信と技術移転を進める。</p>   | <p>をもとに基盤研究や共同研究、公募型共同研究等の重点分野の選定へ活用し、新たな技術開発を戦略的に推進する。</p> <p>また、複数の技術分野にまたがる技術課題の解決に向けて、研究企画機能の強化や部門間の連携促進など組織横断的な取組みにより都産技研の総合力を発揮できる研究体制を構築する。</p> <p>社会課題・都政課題の解決に資する調査結果及び研究成果は、中小企業に広く活用されることを目指してセミナー等にて普及する。</p>  |
| <p><b>(二) 革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発</b></p> <p>優れた技術力と進取の精神をもった中小企業を広く募集し、都産技研が蓄積した技術シーズを活用して共同研究を行うことによって、社会課題解決に資する先駆的な製品・サービスの開発を目指す。</p> <p>共同研究によって得られた開発成果をリーディングモデルとして普及することにより、多くの中小企業が新分野への参入に挑戦し、社会課題解決型イノベーションが促進されるよう、展示会への出展やデジタル媒体などを活用して、開発した製品・サービスや共同研究の有用性に関するPRを行う。</p> <p>目標期間中の数値目標として、社会課題解決に資する技術課題に関する普及セミナーの受講者数を目標期間中累計三千二百名とする。</p> | <p><b>(2) 革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発</b></p> <p>東京の産業の未来につながる革新的な技術やサービスの創出を目指す中小企業を広く募集し、都産技研が蓄積した技術シーズを活用した共同研究を行うことによって、社会課題解決に資する先駆的な製品・サービスの開発を支援する。また、展示会やセミナー等の積極的な展開により、研究で得られたリーディングモデルを広く発信し、開発企業をトップランナーとしたフォロワー企業の裾野拡大を励起する。中小企業の活動による社会課題及び都政課題の解決を誘導・加速するとともに、より多くの業種の企業・大学・公的機関の交流によるオープンイノベーションの促進と、都内中小企業の事業機会を創出する。</p> <p>社会課題解決に資する技術課題に関する普及セミナーの受講者数については、第五期中期計画期間中に3,200名を目標とする。</p>  |
| <p><b>第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p>  | <p><b>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>   |
| <p><b>一 情報発信の推進</b></p> <p><b>(一) 利用企業の拡大につながる戦略的な広報活動</b></p> <p>都産技研のプレゼンスを高めることで、潜在的利用者である都産技研を認知していない中小企業の利用拡大につながるよう、積極的な広報活動を行う。その際に、情報を伝えるべき相手方に応じて、必要とされる情報が的確に届くよう、最も適した発信方法を選択するとともに、こうした広報活動の効果を検証し、適宜見直しを行う。</p> <p>ウェブサイト、メールマガジン等の自ら運営する広報媒体に加え、プレス発表やインターネット上の各種サービス、連携機関を通じた広報など、様々な手法を活用することで発信力を高める。</p>                                     | <p><b>1 情報発信の推進</b></p> <p><b>(1) 利用企業の拡大につながる戦略的な広報活動</b></p> <p>潜在的利用者である都産技研を認知していない中小企業の利用拡大につなげるため、広報の専門知識や技能を有する外部人材の効果的な活用などにより、広報活動を戦略的に展開する。また、各施策の効果を分析し、次期中期計画期間以降も見据えた継続的な改善サイクルを確立する。</p> <p>ウェブサイト、メールマガジン等の自ら運営する広報媒体に加え、専門メディアや業界団体等との連携をいかしつつ、中小企業が目にする機会の多い媒体への情報発信を充実する。特に活用事例を中心としたコンテンツの充実により、中小企業が都産技研を利用することの効果を示す。また、幅広いステークホルダーに対して研究成果等の技術的な意義を分かりやすく伝えるため、非技術者向けコンテンツを拡充する。</p> <p>特にウェブサイトにおいて、誰一人取り残されないデジタル化の実現に向けた表示の改善を行い、すべての利用者が均しくアクセスできるよう情報発信を行う。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>(二)研究成果の積極的な情報発信と技術支援への展開</b></p> <p>新技術・新製品開発を目指す中小企業の利用が拡大するよう、広報媒体を通じた情報発信だけでなく、研究発表会・施設公開などの自主開催イベントや、外部の展示会への出展、業界団体や学会における発表・寄稿など、多様な機会を積極的に活用することにより、都産技研の支援事業の内容と活用事例、研究成果や保有知的財産等の技術情報を発信する。</p> <p>目標期間中の数値目標として、業界団体、学会等における発表・寄稿の件数を目標期間中累計千七百件とする。</p>                          | <p><b>(2)研究成果の積極的な情報発信と技術支援への展開</b></p> <p>都産技研が主催する研究発表会や施設公開、オンラインによるイベント参加、業界団体や学会における発表・寄稿など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のPRを行う。</p> <p>研究成果の発信を研究計画の重要事項と定め、成果の情報発信計画を研究立案時に策定する。また、基盤研究終了時に、知的財産の権利化の妨げにならないよう留意しつつ、その概要をウェブサイト等で公開する。中小企業での活用が期待される優れた成果については、イベントや学会等での発表に合わせて適時にプレス発表等を行うなど、連動的、効果的な情報発信を図る。</p> <p>業界団体、学会等における発表・寄稿の件数については、第五期中期計画期間中に1,700件を目標とする。</p> |
| <p><b>二 組織体制及び運営</b></p> <p><b>(一) 機動性・柔軟性を兼ね備えた組織体制・人事制度の確保</b></p> <p>地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性といったメリットを十分に活かしつつ、社会経済情勢や社会課題、中小企業のニーズの変化などに対して迅速かつアジャイルに対応することができるよう、適宜、組織体制や人事制度の検証を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>また、社会課題の解決につながる先端的な研究開発を推進するため、複数の技術分野を横断して都産技研の総合力を発揮することができるよう、研究企画機能を強化するなど、組織的な取組を行う。</p> | <p><b>2 組織体制及び運営</b></p> <p><b>(1) 機動性の高い組織体制の確保</b></p> <p>地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性を十分に活かし、社会経済情勢や社会課題、中小企業のニーズの変化など迅速かつアジャイルに対応できるよう、適宜、組織体制や人事制度の検証を行い、必要な対策を講じる。あわせて、社会課題の解決につながる先端的な研究開発を推進するために研究企画機能を強化し、研究者の確保・育成とともに研究開発を担うマネジャーの能力開発を行う。また、技術グループの再編を行い大きくくり化することで複数分野の技術を横断的に活用できるよう、部門間の連携を促進し、都産技研の総合力を活かすための組織的な取組を進める。</p>   |
| <p><b>(二) 業務のパフォーマンスを高める適正な組織運営</b></p> <p>事業経費の執行管理及び人員配置を適切に行うとともに、各事業に投入した経営資源と事業効果の検証を行う。</p> <p>技術支援事業と研究開発事業を有機的に連携させることで、質の高いサービスを効果的に提供できる組織運営を図る。</p>   | <p><b>(2) 業務のパフォーマンスを高める適正な組織運営</b></p> <p>事業セグメント毎に投入した経営資源と事業効果の検証を行い、各事業においては業務時間分析などを活用し、技術支援、研究開発その他の業務が効率的かつバランスのとれた業務内容とする。</p> <p>一人一人の研究員が研究開発と技術支援の双方を担うことで、中小企業に対して製品開発の各段階で一貫した質の高いサービスを効果的に提供していく。</p> <p>また、顕著な成果が見られた業務に対し理事長賞をもって表彰を行い、職員の意欲を一層高めていく。</p>   |
| <p><b>(三) 計画的な職員の確保・育成</b></p> <p>都産技研の技術水準の高度化と自律的運営を担う人材を確保するため、将来の産業や技術の動向等を見据え、中長期的な視点に立って計画的な職員採用を行う。</p> <p>また、職員を業務の品質と生産性を向上させる人的資本と捉え、職員一人一人のモチベ</p>  | <p><b>(3) 計画的な職員の確保・育成</b></p> <p>多様化する中小企業ニーズや社会課題に対応していくため、将来を見据えた中長期的な視点で採用計画を策定し多様な採用活動を推進することにより、技術水準の高度化と自律的運営を担う人材を確保していく。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>ーションの向上を考慮した人材育成の計画を策定し、専門的な技術力を高めるとともに、多様化する中小企業支援ニーズや社会課題解決に対応できる幅広い視野を持つ職員の育成に努める。</p>  | <p>「職員は人的資本」と捉え、専門的知識や技術力、組織や研究開発のマネジメント能力の向上を図るため戦略的な人材育成計画を策定するとともに研修体系を再構築し人材開発を推進する。</p> <p>職員の意欲を喚起する目標管理制度、公平感をもたらす人事評価制度の実現に向け、制度改善を行い、職員一人一人の働きがいと達成感を得ることができる組織づくりを目指す。</p>  |
| <p><b>(四) 持続可能な働き方の推進</b></p> <p>職員のパフォーマンスを最大限に引き出し、組織の生産性を高めるため、業務のDXや柔軟な勤務時間制度の導入等による働き方改革を推進し、職員の心身の健康維持と業務の効率性向上の両立を図る。</p> <p>また、職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生に関する法令等を遵守し、安全管理体制を適切に整備する。</p> <p>加えて、女性活躍やDE&amp;I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の視点での取組を推進することで、多様な人材と価値観を組織内に導入し、業務運営の活性化を図る。</p>                       | <p><b>(4) 持続可能な働き方の推進</b></p> <p>AIの活用等によりDXを推進し組織の生産性の更なる向上を図るとともに、柔軟な勤務時間制度の導入や育児・介護との両立支援策を講じることで、誰もがライフステージに合った多様な働き方を選択できるよう環境を整備する。</p> <p>また、職員の安全と健康を守るため、労働安全衛生法及び関係法令等を遵守し、超過勤務の縮減や労務災害等事故防止に努め、安心して働ける職場環境を実現する。</p> <p>加えて、DE&amp;I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の視点を踏まえ、多様な人材と価値観を取り入れ、女性活躍や障害者雇用の推進など業務運営の活性化を図る。</p> |
| <p><b>三 業務運営の改善及び効率化</b></p> <p><b>(一) 利用者の満足度向上につながるDX等の業務改革の推進</b></p> <p>業務運営の効率化と利用者満足度の向上を目的として、都産技研内部でのDXを積極的に進めるとともに、業務内容や事務処理手続の見直し、利用者サービスの改善等の取組により、業務改革を推進する。あわせて、技術支援業務及び内部管理業務に関する情報システムについても、業務改革に対応できるよう、修正や機能追加等、必要な改修を行う。</p> <p>また、間接部門における専門的業務について、業務の質を向上させるために、適宜、外部の専門家やアウトソーシングを活用する。</p> | <p><b>3 業務運営の改善及び効率化</b></p> <p><b>(1) 利用者の満足度向上につながるDX等の業務改革の推進</b></p> <p>技術支援実績や各種調査結果を踏まえ、利用者満足度の向上に資する業務改革を推進する。利用者サービスの改善のため、業務内容や事務処理手続の見直しを行うとともに、決済手段のキャッシュレス化や音声データの文字起こし等デジタル化を推進し、利用者の利便性の向上と事務の効率化を図る。</p> <p>事務手続きの簡素化・迅速化を実現するため、各種システムの適正な維持・更新を継続的に実施する。加えて、外部機関や専門家の活用を含め、業務のアウトソーシングを活用し、業務の質の向上を図る。</p>   |
| <p><b>(二) 環境負荷の低減や環境改善に配慮した事業活動の推進</b></p> <p>法人の社会的責任を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）を意識し、省資源・省エネルギー等の環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。</p> <p>また、ゼロエミッションに資するGX等の分野に関する研究開発及び技術支援を積極的に推進することで、社会全体の環境負荷低減や環境改善に寄与することができるよう努める。</p>   | <p><b>(2) 環境への配慮</b></p> <p>法人としての社会的責任を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）や省エネ法、都の環境確保条例に基づき、電力への再エネ導入や継続的な節電行動やペーパーレスの推進などの取組を通じ、CO2削減等環境負荷低減に配慮した業務運営を行う。また、環境方針に則り、職員全員の環境問題に関する意識の向上を図るとともに、環境負荷の低減や環境改善につながる研究開発・技術支援に積極的に取組む。</p>  |
| <p><b>第四 財務内容の改善に関する事項</b></p>  | <p><b>第3 財務内容の改善に関する事項</b></p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>一 自律的・計画的な財政運営</b></p> <p>この中期目標で定めた事項を達成するための中期計画の予算を作成し、地方独立行政法人の特性を活かした効率的かつ効果的な財政運営を行う。</p> <p>標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、物価等の上昇による影響を適切に考慮しつつ、業務の効率化や収支の適正化を進め、財政運営の効率化を行う。</p> <p>目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金として認定された剰余金については、研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性和実効性を精査し、有効に活用する。</p> | <p><b>1 自律的・計画的な財政運営</b></p> <p>財政運営の効率化</p> <p>標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、物価等の上昇による影響を適切に考慮しつつ、業務の効率化や収支の適正化を進め、財政運営の効率化を行う。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金として認定された剰余金については、研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性和実効性を精査し、有効に活用する。</p> |
| <p><b>二 資産の適正な管理運用</b></p> <p><b>(一) 適切な資金運用及び債権管理</b></p> <p>適正な資金管理のため、安全性、流動性及び効率性を考慮した最適な方法で資金を運用するとともに、適切な債権管理を行う。</p>  | <p><b>2 資産の適正な管理運用</b></p> <p><b>(1) 適切な資金運用及び債権管理</b></p> <p>適切な資金管理を期すため、安全性、流動性及び効率性を考慮した最適な方法で資金運用を行うとともに、債権管理を適切に行う。</p>   |
| <p><b>(二) 固定資産の有効な利活用</b></p> <p>施設、機器等の固定資産について、利用状況を的確に把握し、利用率が低い場合には利用促進策や用途見直しなどを検討し、それらの有効活用を図る。</p>  | <p><b>(2) 固定資産の有効な利活用</b></p> <p>施設、機器等の固定資産について、機器の利用状況を定期的にモニタリングし、これらの利用率が低い場合には利用促進策や用途見直しなどを検討して適切な有効活用を図る。</p>  |
|  | <p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画別紙</b></p> <p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p>   |
|  | <p><b>1 短期借入金の限度額</b></p> <p>15億円</p>   |
|  | <p><b>2 想定される理由</b></p> <p>運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借り入れの必要が生じることが想定される。</p>   |
|  | <p><b>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>なし</p>   |

|   |  |
|---|--|
|   |  |
|   | <b>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br>なし   |
|   | <b>第8 剰余金の使途</b>   |
|   | <b>1 剰余金の使途</b><br>当該中期目標期間の決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。  |
|   | <b>2 積立金の使途</b><br>前期中期目標期間の最終年度において、地方独立行政法人法第40条第1項又は第2項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。   |
| <b>第五 その他業務運営に関する重要事項</b>   | <b>第9 その他業務運営に関する事項</b>  |
| <b>一 施設・設備の適切な管理及び計画的な整備</b><br>継続的な業務運営ができるよう、施設及び設備の劣化状況を的確に把握し、適切に維持管理を行うとともに、予防保全にも留意した計画的な改修工事を行う。<br>試験研究用の設備及び機器は、試験結果に対する信頼性の確保と高度な研究開発を続けるための基盤であることから、適切な維持補修及び保守・校正並びに計画的な更新整備を行う。 | <b>1 施設・設備の適切な管理及び計画的な整備</b><br>業務の確実な実施と機能向上のための、長期保全計画に基づき予防保全に留意した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。実施に当たっては、先端技術への対応や省エネルギー対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を適切に行う。<br>試験研究用の設備機器については、試験結果に対する信頼性の確保と高度な研究開発の基盤であることから、校正・保守・点検を適切に行い、国内規格や国際規格に適合する測定などが確実に実施できるよう管理及び計画的な更新整備を行っていく。 |
| <b>二 危機管理対策の推進</b><br>都産技研の業務運営において発生し得る各種のリスクを把握し、予防対策及び事後対応を適切に行う。<br>万が一、事故や重大インシデントが発生した場合は、東京都及び関係官公署と迅速に情報連携を行い、影響の拡大防止と早期の解決・復旧を図る。  | <b>2 危機管理対策の推進</b>   |
| <b>(一) 個人情報保護及び情報セキュリティ等</b><br>個人情報や企業情報、製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏えい防止策を講じる。業務委託先に対しても、同様の取組や再委託先への周知徹底を求めるとともに、事故発生時の報告体制を整える。   | <b>(1) 個人情報保護及び情報セキュリティ等</b><br>全職員を対象に研修を実施し、個人情報や企業情報、製品開発等の職務上知り得た秘密に関する適正な取扱い及び確実な漏洩防止を図っていく。業務委託先に対しても同様の取組や再委託先への周知徹底を図る。事故発生時は速やかに関係各所へ報告を行うとともに  |

|   |  |
|---|--|
| <p>情報セキュリティ事故を未然に防止するために、職員へのセキュリティ情報の周知や研修を実施するなど、人的対策を徹底するとともに、ヒューマンエラーを低減するために技術的対策も講じる。また、情報システムを構成するハードウェア及びソフトウェアを適切に更新するなどして、サイバー攻撃に対する防御策を講じる。</p> <p>安全保障輸出管理制度に則った適正な業務運営を行うため、法令等を遵守し、技術支援業務等における特定類型の確認を徹底する。</p>   | <p>に、原因究明と再発防止策を講じる。</p> <p>情報セキュリティ事故の未然防止を目的として、職員への適切な情報提供や研修による人的対策に加え、ヒューマンエラーを低減する技術的対策も講じる。併せて、サイバーセキュリティ対策に必要なハードウェア、ソフトウェア、並びに関連サービスの更新や新規導入等を継続的に実施し、技術的な改善を図ることで、有効なセキュリティ環境の維持管理を行う。</p> <p>安全保障輸出管理制度については、関係法令に基づく管理体制を維持するとともに、職員への研修を通じて意識向上を図り、不適切な技術提供の防止を徹底する。</p>  |
| <p><b>(二) 規制物質管理及び防災対策等</b></p> <p>有害物質や危険物質、放射性物質等の規制物質の使用及び保管に際しては、事故・事件の未然防止を図るため、法令等を遵守し、安全管理体制の確保及び職員に対する教育を徹底する。</p> <p>震災などの災害発生に備えた防災計画を適宜見直し、発災時に迅速な情報伝達や意思決定など適切な初動対応ができるよう、役割分担、連絡体制、責任者を明確化するとともに、緊急事態対処訓練により職員への徹底を図る。</p> <p>また、万が一災害等が発生した場合に、被害の拡大防止や基幹事業の継続、早期復旧を図ることができるよう、事業継続計画に基づく訓練を実施するなど実効性を高める取組を行う。</p> | <p><b>(2) 規制物質管理及び防災対策等</b></p> <p>有害物質や毒劇物、放射性物質等の規制物質の使用及び保管においては、関係法令を遵守し、安全管理体制を確保する。職員への教育・研修を定期的実施し、知識の習得と安全意識の醸成を図る。</p> <p>震災や風水害等の災害発生時に迅速な情報伝達・意思決定が行えるよう緊急事態対処訓練を通じて職員への周知徹底を図る。</p> <p>災害発生時における被害の拡大防止、基幹事業の継続、及び早期復旧を確保するために策定した事業継続計画等に基づく訓練やシミュレーションを定期的実施し、その結果を振り返り、改善点をフィードバックすることで、計画の実効性を向上させる。</p>   |
| <p><b>三 ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進及び情報公開</b></p> <p>都民及び利用者等からの信用と信頼を得られ続けるよう、内部統制の仕組みを適切に運用するとともに、積極的な情報公開を推進することで、ガバナンスを強化する。</p>   | <p><b>3 ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進及び情報公開</b></p>   |
| <p><b>(一) 内部統制及びコンプライアンス推進の取組</b></p> <p>内部統制の仕組みを有効に機能させるため、職員に対して組織の理念や目標を浸透させるとともに、組織内における正確かつ円滑な情報伝達や情報共有を図る。また、内部及び外部の監査における指摘・意見に対して適切に対応することにより、業務運営の不断の見直しと改善を推進する。</p> <p>全職員が、法令はもとより内部規程等のルールを遵守し、職務執行に対する中立性と公平性を確保するとともに、一歩進んで業務の質の向上に対しても誠実に取り組むよう、コンプライアンス意識を高めるための取組を行う。</p>                                      | <p><b>(1) 内部統制及びコンプライアンス推進の取組</b></p> <p>内部統制に特化した会議を設置・運用し、内部統制及びコンプライアンス推進に係る組織の方針決定及び職員への情報共有の体制を明確化する。都民から高い信頼性を得られるよう、法令遵守を徹底するとともに、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、職員に対して組織の理念や目標を浸透させる。職務執行に対する中立性、公平性、公正性を確保しつつ、社会全体の倫理観や社会常識の変化に対する鋭敏な感性を持って誠実に業務に取り組むため、倫理・コンプライアンスの研修を実施する。また、統制活動を通して業務の質の向上に誠実に取組み、コンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>内部統制の仕組みを有効に機能させるため、規程・内規・業務マニュアルの定期的な見直しと随時メンテナンスを実施し、法改正や組織方針に適合させる。また、内部及び外部の監査における指摘・意見に対して適切に対応する。</p> |

**(二) 積極的な情報公開の推進**

法令に基づく情報公開や、事業運営に関する情報開示請求に対して、規程に基づき迅速かつ適正に対応する。加えて、都が設立した地方独立行政法人として、都民に対する説明責任を果たすために、運営状況の一層の透明性を確保するとともに、公共的な法人としてのガバナンスを強化するため、積極的な経営情報の公開に取り組む。

**(2) 積極的な情報公開の推進**

法令に基づく情報公開や、事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、規程等に基づき迅速かつ適正に対応する。

事業運営状況の一層の透明性を確保するとともに公共的な法人としてのガバナンスを強化するため、都産技研ウェブサイトや刊行物の発行などにより積極的な経営情報の公開に取り組む。